

○津山工業高等専門学校寮務委員会規程

〔平成 18 年 2 月 28 日
規程第 20 号〕

改正 平成 22 年 3 月 18 日規程第 7 号 平成 29 年 3 月 21 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校寄宿舎規則(昭和 38 年規則第 3 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、津山工業高等専門学校寮務委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 寮生の入退寮及び寮生活に関すること。
- (2) 寮生会の指導に関すること。
- (3) 寄宿料の免除に関すること。
- (4) 学寮給食に関すること。
- (5) 校長の諮問事項に関すること。
- (6) その他寄宿舎に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第 2 号の委員は第 3 号の委員を兼ねることができる。

- (1) 寮務主事
- (2) 寮務主事補
- (3) 各系から推薦された教員各 1 人
- (4) 1 年の学級担任及び学年主任のうちから 1 人
- (5) 2 年の学級担任及び学年主任のうちから 1 人
- (6) 学生課長

2 前項第 3 号の委員に事故があるときは、当該系の教員が、前項第 4 号の委員に事故があるときは、当該学年の学級担任が代理として出席することができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した寮務主事補が、その

職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規程第18号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。